

改 正 案		現 行
附 則		附 則
第二十二条 削除		(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置)

附 則	改 正 案	現 行
(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置)		
第十三条 削除		(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置)

○ 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）
（傍線部分は改正部分）

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置)
第十三条 施行日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間ににおける組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）の規定の適用については、第二条の規定による改正後の薬事法第八十三条の九の罪は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律別表に掲げる罪とみなす。